

陳情第13号

養生所/(長崎)医学校等遺跡の
保存・保護・整備・公開に関する陳情書VI

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

2017年(平成29年)12月1日 金曜日

長崎市議会議長
野口 達也 様

陳情人

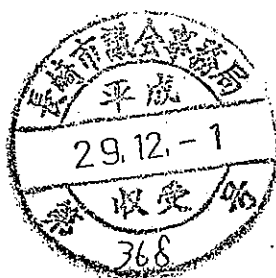
〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭



連絡先 電話 [REDACTED]
携帯電話 [REDACTED]



養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情 VI (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

1. 養生所/(長崎)医学校等遺跡について

日本の近世末期、幕府は、日本開国、即ち、国交樹立と開港による自由貿易での国力蓄積を決断し、其の基盤として、長崎で近代海軍を設立し自然科学と近代西洋科学技術を導入し、その後、関東にその拠点を設定します。

日本開国は、西欧社会における貿易の拡大、産業革命の成立、近代国家の成立、自然科学の発達、植民地の拡大等、世界の変革のなか東アジアでの国力均衡に於いて、幕府の日本の国の存亡を賭けた国策です。

マルクスはエンゲルスに書簡で日本の開港を資本主義が地球を一巡したと注目します。私達は、鎖国時代の日本の四つの窓口のうち、中国と欧州への情報と交易の窓口であった長崎を、蘭学の成熟と東漸、長崎港内外の多数の台場の構築等、情報と交易の軍事都市、幕府と直結する日本開国の母体/前線都市と捉えます。

幕府は、横浜で日米和親条約を締結した翌年、長崎で蘭国と長崎海軍伝習を実現し日蘭和親条約を締結、第二次伝習で長崎奉行所西役所に医学伝習が成立、飽の浦に長崎製鉄所を実現、医学伝習を大村町に移転、海軍拠点を江戸築地に設立し長崎海軍伝習を閉鎖、長崎で佐古に養生所を設立し長崎製鉄所は艦装岸壁を竣工、養生所を精得館と改称し分析究理所を併設、仏の協力で横浜製鉄所/横須賀製鉄所を設立します。近代海軍、近代西洋医学、蒸気動力加工、米欧への使節派遣、医学校と教育病院、欧州への伝習生留学、理学薬学、関東での近代化、幕府の日本初の取組は可及的に近代の全体像を日本人に提示し明治政府に継承、日本の自立的近代化と明治20年代以降の日本人の世界的業績の基盤となり、実業は現在もその地に稼働します。

日本の近代化は中世の精神生活の転換や貨幣経済の進展、戦国大名の領国経営(石見の銀山や大分の硫黄などの資源開発と東アジア貿易、大内氏の滅亡による日明貿易の終了後も貿易高は増加し、石見の銀は当時の東アジア貿易の基軸通貨となったと云います)、徳川の平和(新田開発や地域的な二期作二毛作等により食糧生産はほぼ倍増)、明治の御一新等を経た連続性に立脚します。

当該遺跡は、幕府が日本開国に際して実施した科学技術への取組の唯一現存する遺跡であり、開国史上医史上特に重要で唯一の存在且つ遺跡の全体を遺存、日本の国の歴史の正しい理解のために欠かせず、長崎の特徴ある歴史と文化を表現する中核の遺跡であり、隣接する旧唐人屋敷や寄合町や籠町等の歴史地区の様子と調和します。

長崎市は市公共事業で当該遺跡を壊滅することを承知で開発計画を進めています。

私達は、長崎市に、当該遺跡について、保存し又中核区域について十分な情報量の複数の写真や図面と遺跡の現状と発掘等調査の成果より遺跡の基盤である佐古の丘の頂部に段丘状の建物等敷地を構成する“土地の造形”について再建の認められない世界遺産条約の履行において例外的に認められる憶測の余地の無い再建を実施し、遺跡全体を「周知の埋蔵文化財包蔵地」、中核区域を「特別史跡」、特徴のある養生所、精得館の建物の基礎を創造的な建造物と認識し「重要文化財」として保護、又当該遺跡を中核に長崎より発信する「日本遺産」を構成して活用、即ち、過去から現在までの日本の在り方を世界に発信し私達に未来への示唆を与える遺跡として損壊や滅失のない保存と保護と整備と公開と活用を行う措置をとることを求めています。

II. 養生所/(長崎)医学校等遺跡への私達の見解

1. 養生所/(長崎)医学校等遺跡への私達の理解

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、佐古の丘一帯に、養生所/(長崎)医学校等遺跡及び近隣の地区が人類の活動痕跡として、よく、当時の様子を残している、と捉えています。

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡が、文化財として、人類が、その時、何を考え、どう行動したのか、を表現し、私達が考える遺跡の範囲に於いて、遺跡として、記念物や有形文化財として、歴史上価値、即ち、歴史上の当該の人類の活動の結果としての普遍的な意義や影響、学術上価値、即ち、当該の人類の活動の痕跡がここにあるという事実、当該の人類の活動の痕跡としての多面的な要素と、当該の人類の創造的活動としての多面的な要素、当該事象の歴史学上の一過性の出来事としての存在において、完全性と真正性を潜在し、人類に普遍の財産であり、世界にとっての、日本にとっての、長崎にとっての、重要遺跡であり、興味深い遺跡であり、世界の文化遺産と考えます。

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核であるその施設建築平面と外周道路より構成する区域について、遺跡としての時間上空間上の範囲を欠けることなく包含、一群の施設建築平面の発展した最大の外周輪郭線が埋蔵と口承を含めて完存し、外周道路の区画が埋蔵と口承を含めてほぼ完存し、一帯に遺構と遺物が分布、古写真や図面等の関連施設の変遷の概要のほぼ全容を理解する為に十分な精度と情報量の資料と遺跡の実態と発掘等調査とその可能性を私達の社会に保有し、中核区域の土地の造形について世界遺産条約の履行で例外的に正当化される“憶測の余地のない再建”が可能であり、人類の活動の痕跡である遺跡として完全な状態を維持している遺跡と理解します。

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、西に隣接する旧唐人屋敷の遺跡、東に隣接する寄合町の旧市街としての遺跡、及び十人町や籠町や新地蔵地遺跡や出島遺跡や長崎海軍伝習の本拠地となった長崎奉行所西役所遺跡や大波止遺跡、長崎湾内外を包囲する台場遺跡の一群、江戸期から続く高島の採炭の歴史と遺跡や、いち早く日本の開国と開港と富国とアジアの平和を構想した小曾根家とその築地の遺跡、長崎に在する来たるべき世界文化遺産『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』と間接に、世界文化遺産『明治日本の産業革命遺産』へ直接に連続、海と海洋交通に関わるこれ等の長崎港内外に散在する伝承地と遺跡群の中核をなす遺跡、と捉えます。

蘭学は、18世紀後半、長崎で成熟し、江戸に東漸し、全国に波及したと云われます。

日本開国の当時、世界は、ネイバル・ルネサンス(海軍技術革新)の最中で、海軍の運用上の又技術上の過渡期にありました。量的拡大から質的変革へ、帆船から蒸気船へ、木船から鉄船外輪船からスクリー船へ、木船から鉄船へ、青銅砲から鑄鉄砲、鋼鉄砲へ、中実弾砲から炸裂弾砲へ、滑腔砲から施条砲へ、海洋学と気象学の発展、海軍士官教育が艦上実地見習から陸上集合教育へ。一步早ければ、投資が無駄になり、一步遅ければ、追隨が難しくなります。

長崎海軍伝習は、幕府海軍の整備、横浜製鉄所/横須賀製鉄所の建設と運営、明治海軍の展開、鉄道の整備、造船業/重機械工業の展開、天文台と気象台(測天、量地、測候)灯台と水路図誌の整備、自然科学の展開、数学教育の発展、近代西洋医学の普及と現代医学の形成、衛生行政の創設と発展、薬学と薬事行政の展開、日本赤十字社の成立、医学教育、理学教育、国語の変容(文法法則の導入)、教育体制の整備(小学校から大学まで)、へ継承されます。

北里柴三郎は、熊本の古城医学校で長崎から熊本に赴任したマンズフェルトに学び、明治18年(1885年)にドイツに留学してロベルト・コッホに師事し、明治22年(1889年)破傷風菌の純粋培養に成功し、明治23年(1890年)血清療法を発見しました。

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、国際的な、科学技術の発展に重要な影響を与えた、ある時期にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を表すものである、と捉えます。

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、人類にとって顕著な普遍的価値を有する遺跡として、世界遺産条約により、締約国が締約国の責務として直接的間接的被害を及ぼすような措置をとらず、締約国である日本と世界の人々が一部でも損壊や滅失によって失われることなく保護する『世界の文化遺産』である、と考えます。

ポンペは、養生所の建設について、「新鮮な空気が通る、清潔な水の豊富な小高い丘の上で、街の外であるが病人の運搬に便利な場所」と、献策しました。

私達は、当該遺跡の景観、即ち、海(価値観の交流)と空(新鮮な空気)と小高い丘(清潔な水)が交わる風景と街に近い小高い丘の上の緩斜面に段丘状の加工が施された空間の在り方は、この遺跡の本源に基づく重要なものと理解します。

私達は、今、再び、この遺跡の本来の在り方を体感したい、と願います。

2. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲について

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲について、以下その範囲と認識します。

(a) 中核区域

江戸期の養生所(病院、医学所)、精得館(医学所、病院、分析究理所)、明治に入り長崎府医学校(及び病院)を経て第五高等中学校医学部とその分教場(第五高等学校医学部、長崎医学専門学校の時代を含む)及び梅毒病院から小島病院へと推移した建物敷地とその外周道路

この様子は、慶応年間の精得館の複数の写真、明治四年頃の医学校の写真、以降、明治22年以降頃の医学校、明治24年～明治35年頃までの分教場の写真、明治44年以降昭和40年代頃までの長崎市佐古尋常高等小学校、長崎市佐古国民学校、長崎市立佐古小学校の複数の写真、医学校時代の四種の図面、明治40年頃の一帯の地図、明治期から昭和初期にかけての複数の旧土地台帳付属図面より理解できます。

江戸期に於いて長崎の養生所/精得館は日本で唯一の近代西洋医学の医学校と病院であり、明治期に入りこれを継承した長崎の医学校は、江戸の種痘所を継承する東京医学校と並び、西洋医学教育の殿堂としての威儀を整えたものであったと推測できます。

明治二年二月二十三日(1869年3月5日)東京府判事は長崎府判事に「当府医学所御雇英医此程より講義相始候処見微鏡無之候てハ説得方差支二相成候処其御府養生所二は二夕通り有之候趣二付可相成者一通り宛御廻被下候様致度 尤代料之儀は御申越之上差進候様可致此段及御掛合候也」との書簡を発しています。

明治7年の征台の役に際し、明治7年10月長崎医学校(及び病院)は廃止され、11月蕃地事務(支)局病院(兵員病院)となり、役の終了後、明治8年4月長崎病院が長崎県に返却され、医学教育は長崎県の下に明治9年6月長崎病院医学教場として再建され、明治11年1月長崎醫学校と呼称し復興します。

明治12年1月長崎県立長崎醫学校となり、明治12年8月長崎病院新築工事竣工(大徳寺庫裏跡)、明治14年8月旧養生所病棟改築竣工して長崎病院附属梅毒病院が開院、明治15年5月甲種指定を受けて甲種長崎医学校となり、明治15年梅毒病院が長崎病院の附属を離れ、明治21年4月第五高等中学校医学部を開校、明治22年4月梅毒病院を改築して長崎梅毒病院と改称、明治24年9月第五高等中学校医学部は浦上山里村に移転し在来の医学校を分教場とし、明治27年9月第五高等中学校を第五高等学校と改称、明治30年12月長崎驅梅院と改称、明治32年3月長崎県立驅梅院と改称、明治34年3月長崎医学専門学校と改称、明治34年6月県立長崎娼妓病院と改称、明治35年4月長崎病院(大徳寺庫裏跡)が浦上山里村に移転開院、明治39年6月に長崎市佐古尋常高等小学校が旧医学校の敷地と二つの建物を引継ぎ開校、大正7年4月県立長崎娼妓病院は県立小島病院と改称、昭和28年5月旧小島病院の敷地の長崎市立佐古小学校への払下げが確定し建物は南校舎と呼ばれます。

私達は、長崎の医学校は、明治7年の廃止まで、東京医学校と並び、養生所/精得館の実態を引き継いで日本の医学教育の中核として機能し、明治9年の再建後も日本の医学教育の中核を担った、と考えます。

私達は、古写真より、少なくとも明治7年迄には、現在の旧長崎市立佐古小学校の北敷地と長崎市道西小島館内町1号線東部に相当する医学校建物敷地の最大範囲が成立し、明治22年には、現在の旧長崎市立佐古小学校の昭和30年代の稲田町6号線拡張

で削減される以前の北敷地に相当する病院建物敷地の最大範囲が成立し、この間、明治10～11年頃迄には、石段や門柱を伴い恐らくは道路中央部に敷石が施された外周道路が整備され、当時一帯が畑地である様子より当該道路は専ら医学校の為の施設であり、当該道路は医学校敷地であるか一部構内道路である可能性があり、他に医学校の出現により付け替えられた里道である、と理解します。

私達は、以上より、当該中核区域が、養生所、精得館を包含し継承し(長崎)医学校に至る一体の歴史、存在価値、範囲による遺跡と考えます。

(b) 運用区域

菜園と果樹園と初期の体操場とその付帯施設として運用されたと推測する現在の稲田町の館内町東部に位置する一帯

:この様子は、慶応年間の複数の精得館の写真、明治四年頃の医学校の写真、明治10～11年頃の医学校の写真から理解できます。

(c) 関連区域

明治初期に英医ニュートンが旧大徳寺庫裏で梅毒病院を運営した後、大徳寺跡と梅香崎天満宮と大楠及び大楠神社一帯は、当時、オランダ人 Escher 達に schoolgarden と呼ばれて親しまれ、その後、(長崎)医学校に隣接する立地として、長崎病院が大徳寺庫裏跡に新築竣工した、当地、即ち、旧大徳寺の庫裏を含む境内と梅香崎天満宮と大楠及び大楠神社一帯

:区域の歴史上経緯は既に良く知られ、医学校関係者が一帯を親しむ様子は、Prof. Harmen Beukers が提示する Diary of Escher 及び a letter (by Escher) 23. 09. 1873 によって察する事ができます。

一帯は schoolgarden である以外に、大徳寺遺跡、フルベッキ仮寓遺跡、梅香崎墳墓地及び招魂社遺跡、英医ニュートンの梅毒病院遺跡、梅香崎天満宮、大楠、大楠神社、勅使坂、長崎病院跡 等、多面的な記念物の側面があります。

3. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保護の措置について

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡への、文化財保護法上の保護の措置について、以下認識します。

- ①当該遺跡の全域、即ちⅡ-2-(a)、(b)、(c)の区域について、文化財である埋蔵文化財として、「周知の埋蔵文化財包蔵地」と決定されることが相応しい、と認識します。
- ②当該遺跡の中核区域、即ちⅡ-2-(a)の区域について、文化財である記念物として、文部科学大臣が指定する「史跡」、史跡のうち特に重要なものとして、文部科学大臣が指定する「特別史跡」に指定されることが相応しい、と認識します。
- ③当該遺跡の中核区域、即ちⅡ-2-(a)の区域内の養生所の病院の建物に対する建物基礎である土と礫を石灰で固めてあると言われる枠型の基礎について、現在確認されている建築基礎のうちで日本で最初の西洋式の建物基礎であり、長崎の天川石灰を応用した可能性があるとの推測の下に、創造的造形物としての建造物と捉え、文化財である有形文化財として、文部科学大臣が指定する「重要文化財」に指定されることが相応しい、と認識します。

4. 養生所/(長崎)医学校等遺跡の活用について

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡の活用について、以下認識します。

- ①長崎県及び九州国立博物館その他の機関と協力し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、2018年の明治150年を記念事業として、当該遺跡を中核遺産の一つとした日本開国と近代化の母体/前線都市長崎をストーリーとした“地域型”又は、日本に於ける近代西洋医学の浸透と現代医学への展開をストーリーとした“シリアル型”の、長崎市等が申請し“日本遺産審査委員会”の審査結果を踏まえて文化庁が認定する「日本遺産」に相応しく、活用は当該遺跡により、長崎と九州地区を中心とした地域と日本の国の過去から現在までの在り方を日本国内と世界に発信し、私達に未来への示唆を与えることができる、と認識します。
- ②長崎県及び九州国立博物館その他の機関と協力し、携帯端末への画像等情報配信や各参加者の情報共有を基盤とした仮想博物館等ICT技術を駆使した情報発信が、遺跡の実態と存在に合致する、と認識します。
- ③長崎県及び九州国立博物館その他の機関と協力し、ICT技術を駆使した情報発信の経験の蓄積に基づき、情報発信と情報提供の為に又市民/国民の関連する研究等活動の便宜を図り活動拠点を提供する為に、例えば九州国立博物館長崎分館等の科学技術、医学、自然、歴史、政治、哲学、思想を主題とした総合的な博物館を遺跡地以外の効果的な土地に設立運用する事が、遺跡の実態と存在に合致する、と認識します。

Ⅲ. 長崎市の当該遺跡に関わる歴史認識と私達の歴史認識について

①私達の陳情等の局面に於ける長崎市の当該遺跡に係る歴史認識

長崎市は、当該遺跡に関わる歴史について、日本に於ける近代西洋医学の発祥、長崎大学医学部の発祥と捉えています。

②長崎市歴史文化基本構想に於ける長崎市の当該遺跡に係る歴史認識

「本編」の歴史文化の説明に於いて、オランダは美術工芸品と食文化の項で記載され、交易と安政の五ヶ国条約(修好通商条約/開港)の関連が概括され、海軍伝習所と長崎熔鉄所が産業技術の導入として言及され、関連文化財群のテーマの概要で“鳴滝塾と医学伝習”が項目として記されるが記述はありません。

「資料編」では、“鳴滝塾と医学伝習”“西洋砲術の研究・開発と海軍伝習”“活版術、天文学、写真術等の多様な分野の近代化”として江戸期の幕府の取組みや他の出来事が近代化の黎明として扱われるが、「本編」と同様“近代”の時代区分で扱われる等齟齬がある。江戸中期の西洋医学と長崎海軍伝習以降の近代西洋医学の区別がやや曖昧に扱われている印象を受けます。

全体に、オランダの記述は薄く、日本開国や近代西洋医学の概念は希薄な印象を受けます。

「本編」に“養生所”の単語は記されません。

江戸期の幕府の日本開国とこれに伴う自然科学と近代西洋科学技術の導入の取組は歴史上の明確な位置付けが与えられておらず、近代の時代区分で“近代化の黎明”として扱うことには違和感が伴います。

③私達の歴史認識

私達は、江戸期の幕府の日本開国と基盤としての自然科学と近代西洋技術の導入への一連の取組みを世界の変革に於ける幕府の日本の国の存亡を賭けた国策、幾つもの日本初の試みを確実に成功させ、それ以前とそれ以後を連結する日本史上の画期であり世界史上に重要と重視して位置付けます。

又、近代医学は、それまでの蘭方医学即ち日本に伝わった西洋医学と異なり、自然科学の発達に基づき、聴診器の出現、又、検眼鏡、喉頭鏡、膀胱鏡、子宮鏡等の光学器具と組織染色技術の発達に支えられた臓器別医学と捉え、その長崎に於ける導入は日本の現代の医学の唯一の直接の源流となったと理解します。

Ⅳ. 長崎市の当該遺跡の取扱いと公共工事である小学校建設と外周道路拡張建設たる開発事業の推進について

長崎市は、長崎市立佐古小学校と長崎市立仁田小学校の統廃合の地域関係者の協議会において、当該遺跡の地である長崎市立佐古小学校地に於ける小学校校舎等建設について、委員から「(遺構が)何か出るのではないか」と話しが出来、長崎市の関係者も聞いているとのことであるが、長崎市は遺跡の調査をせず、協議会の長崎市立佐古小学校地を学校建設用地とする決定を受けた後に、市教育委員会(施設課)は市教育委員会(文化財課)に遺跡の調査依頼を発行し、遺跡発見の後、長崎市長が、発掘調査の結果を待たずに「現在の佐古小学校敷地に新校舎を建設する」と決済、以降、2017年9月末の発掘調査に至るまでに、長崎市の理事者と長崎市長と長崎市議会は、発掘等調査とその結果に先行して、遺跡を破壊して行う当該小学校建設工事とその付帯事項とする同校外周道路拡幅建設工事の実施に係る行政判断と採決を繰り返す、長崎市の文化財行政、即ち、ここでは日本の歴史と地域にとって重要な遺跡の保存と本来他に学校用地の選択が可能な市公共工事である開発事業の円滑な調整、に破綻をきたしています。

Ⅴ. 長崎市の当該遺跡の保存に係る文化財行政について

長崎市の当該遺跡の保存と公共工事である開発事業である当該学校建設とその付帯事項である外周道路拡幅建設との調整過程は、公共工事である開発事業に対して情報交換会議等を設置して計画当初から計画を把握し、適宜段階的に遺跡調査を行いながら重要ないせきについては現状保存を基本に遺跡保存と開発事業の円滑な調整を行うとの文化庁次長通達や関係委員会の通達や手法の周知(『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』(庁保記第一八三号 平成九年八月七日 各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知)、『埋蔵文化財の保存と活用(報告)』―地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政―(平成19年2月1日 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会)、『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』(平成20年3月31日 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 文化庁、等)に反しています。

Ⅵ. 長崎市の長崎市立仁田佐古小学校の建設用地の選定について

『小学校施設整備指針』(平成28年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画部)の複数の重要な趣旨に沿わず反すると考えます。

旧長崎市立佐古小学校に建設する為に発生する市道稲田町6号線の道路拡幅工事、当該学校建設とその付帯事項である当該校地外周道路拡幅建設計画の工程の進捗に伴って生じた、遺跡保存の問題、建設用地の地盤の問題、校地の土壌汚染の問題、について、固有の検証作業が完了せず、もう一つの学校建設可能な用地である、旧長崎市立仁田小学校地との比較検証作業も実施せず予定されていません。

当該建設用地の選定について、科学的、客観的、合理的根拠が希薄と考えます。

VII. 当該遺跡に対する見解の相違について

当該遺跡の形成過程や実態に対する見解について、長崎市及び私達及び他の長崎市民の間で、見解の相違が顕在しています。

遺跡の形成過程や実態は一つです。

長崎市は、これらの見解の相違について、協議、現地確認等により、共通認識を形成する措置が十分ではないと考えます。

VIII. 要望

1. 私達は、長崎市に、長崎市立仁田佐古小学校の運営について、速やかに、学校用地の変更にとって必要な措置を施した上で旧仁田小校地に整備し、旧佐古小校地外周道路拡幅建設工事について、これを速やかに廃止し、養生所/(長崎)医学校等遺跡について、その中核区域である旧佐古小校地と外周道路を中心に当該遺跡全域に於いて、全面的に発掘他の手段によって行政上の調査を行い、必要に応じ学術調査を行い、当該遺跡を当該遺跡の本源によって遺跡として活かし保存し保護し整備し公開することを要望し、付帯して、遺跡としての外周道路の構造を維持し、将来へ向けて隣接する歴史地区と一体の歴史地区に相応しい道路環境の整備を計画することを要望します。

①私達は、長崎市に、これまでの、養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱い及び長崎市立仁田佐古小学校の運営・校舎等施設解体新築建設と付帯事項としての旧長崎市立佐古小学校外周道路拡幅建設、当該遺跡の保存と当該公共工事である開発事業の実施との調整に係る全ての決定を速やかに取り消す事を要望します。

②私達は、長崎市に、これまでの、養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱い及び長崎市立仁田佐古小学校の運営・校舎等施設解体新築建設と付帯事項としての旧長崎市立佐古小学校外周道路拡幅建設による当該遺跡の破壊について可及的に速やかに原状を回復する事を要望します。

③私達は、長崎市に、養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱い及び長崎市立仁田佐古小学校の運営・校舎等施設解体新築建設、当該遺跡の保存と当該公共事業としての開発事業の実施との調整について、遺跡保存と小学校運営・建設の双方の公益の本源に従い且つ市民の共通認識を形成し速やかに新たに決定する事を要望します。

④私達は、長崎市に、長崎市が、本紙に記す養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域である、養生所/(長崎)医学校等の施設の建築敷地と外周道路について、文部科学大臣が指定する史跡且つ特別史跡とすることに、及び、当該遺跡のうち、江戸期の養生所/精得館の特徴ある建物基礎等について、文部科学大臣が指定する重要文化財とすることに、同意する事を要望します。

⑤私達は、長崎市に、長崎市が、本紙に記す養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と保護と整備と活用について、国や県など上位の文化財関係部局の指導を仰ぎ、当該歴史と遺跡を長崎と日本と世界の資産と認識し、これにより、行政に携わる方々と共に広く日本及び世界の一般の学術団体及び学識経験者及び識者及びその外の方々が参加する“調査指導委員会”等を設置することに同意し、且つ、設置して、これを踏まえて具体的な保存活用計画を策定する事を要望します。

⑥私達は、長崎市に、長崎市が、本紙に記す養生所/(長崎)医学校等遺跡の全範囲について、歴史上学術上価値の全貌を解明しその価値を確定し保護の措置と整備と公開等の保存と活用を検討するために、当該遺跡の中核区域について、発掘等調査を行い、少なくとも、中核区域全体の立体模型が作成できる程の遺跡の実態の確認を行うこと、当該遺跡の運用区域と関連区域について、文化財行政として遺跡の実態把握・周知、調整、保存、活用への各種調査に着手する事を要望します。

⑦私達は、長崎市に、本紙に記す養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域について、佐古の丘の先端部の頂部に段丘状に形成された遺跡としての建物等建設平面や荒蕪地や斜面や法面や道路の造成とその構造、即ち、遺跡としての土地造成の原状、“土地の造形”、につき、十分な情報量を保有する複数の古写真や図面、遺跡の現状や発掘等調査に基づき、世界遺産条約の履行で例外的に正当化される“憶測の余地のない再建”を実現する事を要望します。

⑧私達は、長崎市に、本紙に記す養生所/(長崎)医学校等遺跡の範囲の全域について、これを遺跡と捉え、土地に埋蔵されている文化財たる埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地として、長崎市と長崎県の教育委員会が所在と範囲を把握し決定する「周知の埋蔵文化財包蔵地」とする事を要望します。

⑨私達は、長崎市に、本紙に記す養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域について、人類の活動の痕跡としての遺跡と捉え、我が国にとって歴史上又は学術上価値の高い遺跡として文化財たる記念物と認識し、記念物のうち重要なもの、として、我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの、としての遺跡として、文部科学大臣が指定する「史跡」とする措置をとる事を要望します。

⑩私達は、長崎市に、本紙に記す養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域について、日本の開国と開港と近代化の道程と医史上の歴史と遺跡に於いて人類史上に類例の無い唯一の重要な存在と理解し、文部科学大臣が指定する「史跡」のうち特に重要なもの、として、史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるもの、としての遺跡として、文部科学大臣が指定する「特別史跡」とする措置をとる事を要望します。

⑪私達は、長崎市に、本紙に記す養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域に於ける、養生所と分析究理所の盛土地盤に対する礫と砂と石灰と平石で構成する又は地山地盤に対する平石のみで構成する枠型の建物基礎、及び、これを示唆する同じ建物建設平面上の明治以降の建物基礎について、創造的な造形物であり建造物と捉え、有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高い建造物としての文化財たる有形文化財と認識し、有形文化財のうち重要なものとして、建造物、即ち、建築物、土木建造物及びその他の工作物、のうち、技術的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの、学術的価値の高いもの、流派的又は地方的特色において顕著なもの、として、文部科学大臣が指定する「重要文化財」とする措置をとる事を要望します。

⑫私達は、長崎市に、本紙に記す養生所/(長崎)医学校等遺跡の取扱について、養生所/(長崎)医学校等遺跡の全体が「世界の文化遺産」であることより、その一部でも損壊や滅失によって失われることのない措置を取り、a) 自国の領域内の文化遺産及び自然遺産を認定し、登録推薦、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に確実に伝えていくこと、b) 遺産に、人々の生活の中での機能を与えるような政策を採ること、c) 遺産保護を総合計画に、統合すること、d) 遺産の保護、保全、公開に係る業務を確立すること、f) 遺産保護のための適切な法的、科学的、技術的、行政的、財政的措置をとること、h) 自国の遺産及び他の条約締約国の遺産に直接的、間接的被害を及ぼすような意図的措置をとらないこと、i) 世界遺産一覧表に記載することが適当な資産の目録を世界

遺産委員会に提出すること(これを暫定リストと呼ぶ)、m)教育及び広報を通じて、自国民が条約の第1条及び第2条により定義される文化遺産及び自然遺産の価値に対する理解を深め、より尊重するよう努めること、又、遺産を脅かす危険について公衆に周知すること、を措置としてとる事を要望します。

私達は、長崎市に、長崎市が推進する当該遺跡を破壊して行う長崎市立仁田佐古小学校の建設工事とその外周道路拡幅建設工事が、当該遺産を脅かす危険であることを公衆に周知すること、を措置としてとる事を要望します。

私達は、長崎市に、当該遺跡の保存と保護と整備と公開の各局面において、世界遺産条約の履行と同じ方法を適用することで、世界から来訪して当該遺跡を見学する人々に、当該遺跡が、長崎の世界遺産の構成資産に間接に又は直接に連続する歴史と遺跡であることを実感する効用を生起する措置をとる事を要望します。

⑬私達は、長崎市に、本紙に記す養生所/(長崎)医学校等遺跡の活用について、長崎県及び九州国立博物館その他の機関と協力し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、2018年の明治150年を記念事業として、当該遺跡を中核遺産の一つとした日本開国と近代化の母体/前線都市長崎をストーリーとした“地域型”又は、日本に於ける近代西洋医学の浸透と現代医学への展開をストーリーとした“シリアル型”の、長崎市等が申請し“日本遺産審査委員会”の審査結果を踏まえて文化庁が認定する「日本遺産」にふさわしい日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制を整備し、認定を取得し、よって表現する長崎と九州地区を中心とした地域と日本の国の在り方を、戦略的効果的に日本国内と世界に発信する措置をとる事を要望します。

⑭私達は、長崎市に、本紙に記す養生所/(長崎)医学校等遺跡の活用について、長崎県及び九州国立博物館その他の機関と協力し、携帯端末への画像等情報配信や各参加者の情報共有を基盤とした仮想博物館等ICT技術を駆使した情報発信の措置をとる事を要望します。

⑮私達は、長崎市に、本紙に記す養生所/(長崎)医学校等遺跡の活用について、長崎県及び九州国立博物館その他の機関と協力し、ICT技術を駆使した情報発信の経験の蓄積に基づき、情報発信と情報提供の為に又市民/国民の関連する研究等活動の便宜を図り活動拠点を提供する為に、例えば九州国立博物館長崎分館等の博物館を遺跡地以外の効果的な土地に設立運用する措置をとる事を要望します。

2. 私達は、長崎市と長崎県に、今後、文化庁が示す埋蔵文化財行政の基本、本来のあり方に則り、且つ、遺跡即ち埋蔵文化財の保護の手順に従い、開発事業の計画との円滑な調整の下に、所管の多くの優れた未指定の文化財たる記念物や埋蔵文化財を保存し保護し活用することを要望します。

3. 私達は、長崎市と長崎県に、今後、市政と県政の遂行にあたって、広範で十分な事前の諸事象の評価により合理的で有用性の高い行政判断をしていただけることを要望します。

IX. 添付資料 1

X. 添付資料 2

十一. 参考資料 A

1. 『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』
庁保記第一八三号 平成九年八月七日
各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知
2. 『埋蔵文化財の保存と活用(報告)』-地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政-
平成19年2月1日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会
3. 『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』
平成20年3月31日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 文化庁
4. 『長崎市歴史文化基本構想』
平成27年3月
長崎市 / 平成25年に着手 (『保存活用(管理)計画』は未策定)
5. 『小学校施設整備指針』
平成28年3月
文部科学省大臣官房文教施設企画部

十二. 参考資料 B

1. 『シンポジウム《養生所とその遺構を考える》』

(2016年(平成28年)7月17日 日曜日に養生所が考える会が長崎市仁田佐古地区ふれあいセンターで開催したシンポジウムの開催案内、当日、約90名来場、相川忠臣、池知和恭が講演)一般配布

2. 『養生所/医学校の遺構の保存・修復・整備・復元に関する陳情書(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)』

2016年(平成28年)9月7日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
提出先:長崎市議会議長 毎熊政直 様

3. 『養生所/医学校の遺構の保存・修復・整備・復元に関する陳情書Ⅱ(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)』

2016年(平成28年)12月1日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
提出先:長崎市議会議長 野口達也 様

4. 『長崎市小島養生所跡・医学校跡の調査と保存に関する要望書』

2017年(平成29年)2月3日 金曜日 九州考古学会長 小池史哲
提出先:長崎県知事 中村法道様、長崎県教育委員会教育長 池松誠二様、長崎市長 田上富久様、長崎市教育委員会教育長 馬場豊子様
※2017年(平成29年)年2月6日 月曜日 発表

5. 『長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査と保存と活用に関する要望書』 (Ⅰ)

2017年(平成29年)2月14日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
提出先:長崎県知事 中村法道様、長崎県教育委員会教育長 池松誠二様、長崎市長 田上富久様、長崎市教育委員会教育長 馬場豊子様、長崎市文化財審議会委員長 下川達彌 様

6. 『長崎市小島の養生所/(長崎)医学校の遺跡の土壌汚染に関わる見解と要望の書』 (Ⅱ)

2017年(平成29年)2月20日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
提出先:長崎県知事 中村法道様、長崎県教育委員会教育長 池松誠二様、長崎市長 田上富久様、長崎市教育委員会教育長 馬場豊子様、長崎市文化財審議会委員長 下川達彌 様

7. 『長崎市旧佐古小学校校地の養生所遺跡群の調査と保存に関する要望書』 (水銀と砒素による土壌汚染の可能性に言及)

2017年(平成29年)2月19日 日曜日 日本医史学会長、洋学史学会長
長崎県知事 中村法道様、長崎県教育委員会教育長 池松誠二様、長崎市長 田上富久様、長崎市教育委員会教育長 馬場豊子様、長崎市文化財審議会会長 下川達彌 様
2017年(平成29年)2月21日 火曜日 発送

8. 『養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査・保存・活用に関する陳情書Ⅲ』(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)

2017年(平成29年)2月28日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
提出先:長崎市議会議長 野口達也 様

9. 『養生所/(長崎)医学校の遺跡の調査・保存・活用に関する陳情書Ⅳ』(旧長崎市立佐古小学校地と一部の隣接道路について)

2017年(平成29年)6月15日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
提出先:長崎市議会議長 野口達也 様

10. 『長崎市道西小島稲田町1号線の道路幅確保に係わる要望書』(一)

2017年(平成29年)7月10日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
提出先:長崎市土木部土木総務課長 竹内裕二 様 (柿原信幸 様) 長崎市まちづくり部都市計画課長 谷口仲二 様 (地籍調査係 山川公三 様) 長崎市土木部道路建設課長 桐谷匠 様 (辻川喜代志 様、駒井裕理江 様) 長崎市教育委員会教育総務部施設課長 岩永浩 様 長崎市文化観光部文化財課長 大賀史郎 様

11. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と保護と整備と公開(活用)に係る要望書
—当該遺跡建物敷地跡外周道路拡張建設工事による当該遺跡破壊の観点から—』
(二)

2017年(平成29年)7月12日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
提出先:長崎市文化観光部文化財課長 大賀史郎 様 長崎市教育委員会教育総務部施設課長 岩永浩 様 長崎市土木部道路建設課長 桐谷匠 様 (辻川喜代志 様、駒井裕理江 様) 長崎市土木部土木総務課長 竹内裕二 様 (柿原信幸 様) 長崎市まちづくり部都市計画課長 谷口仲二 様 (地籍調査係 山川公三 様) 長崎市まちづくり部建築指導課長 原田卓治 様

12. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と保護と整備と公開(活用)に係る要望書
—検出された分析究理所建物建築敷地平面土段西面石垣残存石積列の考察とヘルツ・ハウスの存在より—』(三)

2017年(平成29年)7月25日 火曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
提出先:長崎市文化観光部文化財課長 大賀史郎 様 長崎市教育委員会教育総務部施設課長 岩永浩 様 長崎市土木部道路建設課長 桐谷匠 様 (辻川喜代志 様、駒井裕理江 様) 長崎市まちづくり部建設課長 山口圭司 様 長崎市土木部土木総務課長 竹内裕二 様 (柿原信幸 様) 長崎市まちづくり部都市計画課長 谷口仲二 様 (地籍調査係 山川公三 様) 長崎市まちづくり部建築指導課長 原田卓治 様

13. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書Ⅴ』(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

2017年(平成29年)9月7日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
提出先:長崎市議会議長 野口達也 様

十三、連絡先

養生所を考える会 代表 池知和恭

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

携帯電話

(電話

以上

